

第2号様式（第6-1）

会議開催結果

1 会議の名称	平成21年度第1回富津市廃棄物減量等推進審議会
2 開催日時	平成21年11月16日 午後1時30分～午後2時50分
3 開催場所	富津市役所 2階 第2委員会室
4 審議等事項	議題 ・ 一般廃棄物処理基本計画（案）について ・ 指定袋の容量の追加及び処理手数料等の改定について
5 出席者名	岩崎剛久、川崎直子、十川敬三、松原和江、鈴木一弘、鮫島康孝、斎藤祥寿、島野勝、白石良造、森佳恵子、深津幸三、石倉勇人、岡本稔夫、吉田照
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当（理由）
8 傍聴人数	1 人（定員5人）
9 所管課	経済環境部環境保全課環境衛生係 電話 0439-80-1273
10 会議録（発言の内容）	別紙のとおり

平成 2 1 年度第 1 回富津市廃棄物減量等推進審議会会議録

発言者	発言内容
池田主査	<p>開会（13：30）</p> <p>定刻となりましたので、只今から「平成21年度第1回富津市廃棄物減量等推進審議会」を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、環境保全課の池田と申します。</p> <p>審議会に入る前に、本日の委員の出欠状況を報告させていただきます。</p> <p>出席委員14名、欠席委員1名でございます。</p> <p>従いまして、当審議会運営規則第5条の規程により半数以上の出席を頂いており、会議が成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、前任者の辞職に伴いまして7月10日付けで審議会委員を委嘱させていただきました2名の方をご紹介します。</p> <p>3号委員の事業所の代表者として東京電力株式会社富津火力発電所環境保安グループの鮫島康孝様。4号委員の各種団体の代表者として富津市PTA連絡協議会から石倉勇人様。</p> <p>なお、お手元の席次表のとおり、執行部側からは佐久間市長のほか、中島経済環境部長以下の職員が出席しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、岩崎会長ご挨拶をお願いいたします。</p>
岩崎会長	<p>本日は、平成21年度第1回目の廃棄物減量等推進審議会を開催しましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中にもかかわらず、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。</p>

本日の議題は、「一般廃棄物処理基本計画（案）について」と「指定袋の容量の追加及び処理手数料等の改定について」でございます。

当審議会がスムーズに進行いたしますよう、ご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

池田主査

どうもありがとうございました。

続きまして、佐久間市長からご挨拶を申し上げます。

佐久間市長

審議会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より市政運営にご理解とご協力を賜り、本席をお借りしまして厚く御礼申し上げます。当審議会につきましては、平成6年の設置以降、廃棄物処理関係の全般にわたり、ご審議をいただいているところでございます。

今回、前任者の辞職に伴い、7月10日付けで新たに委員を委嘱いたしました、鮫島委員、石倉委員におかれましては、それぞれの立場での貴重な経験を踏まえたご審議をよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題につきましては、只今会長からお話がございましたように「一般廃棄物処理基本計画（案）について」と前回、諮問させていただきました「指定袋の容量の追加及び処理手数料等の改定について」でございます。

一般廃棄物処理基本計画（案）につきましては、現在、策定中でございます。この度、市としての案がまとまりましたので、審議会の皆様のご意見をお伺いさせていただくものです。

こののち、パブリックコメント等の手続きを行い、市民の皆様のご意見をお伺いし、その後、当審議会に諮問させていただき、答申を得たのち平成22年3月には決定したいと考えてお

ります。

また、「指定袋の容量の追加及び処理手数料等の改定について」は、前回の審議会でのご意見を踏まえた中で、ご説明させていただきます。

お忙しい中恐縮ではございますけれども、よろしくご審議お願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

池田主査

どうもありがとうございました。

誠に恐縮ですが、佐久間市長は、この後所用のため退席させていただきますので、ご了承願います。

(市長退席)

ここで、議事に入ります前に本日の資料の確認をお願いいたします。

資料につきましては、事前に配布させていただいたもの、前回の会議資料もございますが、皆様本日お持ちいただいておりますでしょうか。

初めに、本日の会議次第がございまして、次に委員名簿、資料1としまして、「一般廃棄物処理基本計画(案)」資料2としまして、「指定袋の容量の追加及び処理手数料等の改正について」

それから前回の会議資料でございます「ごみ処理手数料改定案」等一式でございます。

そして、本日の席次表を配布させていただいております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

なお、本日の会議は、情報公開条例第23条の規定により、会議を公開し、その会議録を閲覧に供することとしております。本日の傍聴者は、1名です。

<p>岩崎会長</p>	<p>また、会議録作成の補助といたしまして、会議を録音させていただきますことを御了承願います。</p> <p>これより、本日の議題に移るわけでございますが、富津市廃棄物減量等推進審議会運営規則第4条の規定により会長が議長となりますので、岩崎会長に議長をお願いいたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>議事に入ります前に、会議録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>島野委員、深津委員にお願いをいたします。</p> <p>それでは、これより議題に入ります。</p> <p>はじめに「一般廃棄物処理基本計画（案）について」を、議題といたします。内容の説明を求めます。</p>
<p>福原課長</p>	<p>議長</p>
<p>岩崎会長</p>	<p>はい、福原課長</p>
<p>福原課長</p>	<p>座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、私の方から富津市一般廃棄物処理基本計画（案）の概略を説明いたします。</p> <p>事前に配布させていただきました、資料1をご覧ください。</p> <p>案の構成につきましては、第1章基本的事項、第2章ごみの処理基本計画、第3章生活排水処理基本計画の内容となっております。</p> <p>それでは、具体的に説明させていただきます、案における第1章の内容は、一般廃棄物処理基本計画改定の目的として、計画的に循環型社会の構築を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定より、本市から発生する一般廃棄物の処理・処分について定めるものであります。計画目標年</p>

次につきましては、平成35年度を目標年次とし、5年ごとに見直しを行う計画となっております。計画の位置付けとしては、3ページに示してある通りでございます。本市の概要については、位置、気象、人口、産業、土地利用、交通、観光、将来構想、について4ページから12ページに示してございます。

次に、国・県の計画の内容につきましては、リサイクル関連法施行の経過、廃棄物処理・資源化に関する国の方針・計画等の経緯について、また、国の計画の数値目標としましては、ごみ排出量を平成9年度より平成22年度において約5%の削減、リサイクル率を平成9年度の11%に対し、平成22年度において約24%に増加、最終処分量を平成9年度に対し、平成22年度において約50%に削減となっており、県の計画においては、「3Rの推進」と「適正処理の推進」を2本の柱に据え、具体的な施策を展開しており、県の数値目標としましては、ごみ排出量を22年度において、1人1日当たり1,000g以下とし、リサイクル率を35%以上とする、また、最終処分量を平成22年度において、15万t以下に削減する目標となっております。

河川及び海域の水質について、16ページから18ページに示してございます。

次に第2章のごみ処理基本計画ですが、最初に、2-1の1、ごみ処理の経緯として、昭和51年3月に富津市環境センター竣工に伴いごみの焼却を開始、昭和51年4月より有料指定袋による収集を開始、平成元年4月指定収集袋を25円から15円に、直接搬入ごみを4円/kgを2円/kgに改定を行い、平成10年4月よりビン、缶、ペットボトルの資源物の収集を開始、平成12年10月より紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙体系パック、その他紙製容器）、繊維類の無料収集を開始、平成16年4月容器包装プラスチックの分別収集を開始し、指定袋を追加（45%、15円）現在に至っていることを示しております。

計画処理区域は本市全域であります。

3の処理・処分対象ごみについては13品目の分別収集を実施しており、4の収集・運搬は、可燃、資源ごみを週2回、不燃ごみ、乾電池・蛍光管を週1回委託により収集を行っていることを示しております。5の中間処理の概要は、資源、可燃ごみの中間処理方法の現況を示しております。

6の最終処分については、柵かすきクリーンシステムにおいて熔融処理後に発生する焼却残渣の埋立処分をし、その最終処分場の概要を示しております。

8の発生抑制・資源化については、現況の家庭から廃棄される生ごみの減量化、資源化の推進を図る目的として、家庭用の生ごみ処理機及び処理容器を購入した市民に対し費用の一部を助成し抑制を図っている実績等を示しております。

また、資源ごみの集団回収を実施した団体等に助成金を交付し、資源化の向上を図っている実績を表示しております。

9の実績値の推移として、ごみの排出量は過去10年間の推移をグラフにより示してあり、人口の減少に比べ、ごみの排出量は微量の減少であることがわかります。

1人1日排出量の原単位は、これは、市民一人当たり一日何グラムごみを排出しているのかという単位です。国、県平均原単位より少ないが年々増加しているのが現状であります。家庭系ごみ及び事業系ごみの割合は、約70%が家庭ごみで、事業系ごみは30%前後推移しており、国、県の平均構成比に近い数値となっていることを示しております。種類別ごみ排出量の内訳については、ごみの排出量をごみ種類別に分けており、平成20年度の実績では可燃ごみが86%を示しており、ほとんどが燃えるごみであることが示されております。

資源化量は、平成13年度から平成14年度に大きく増加し、平成18年度をピークに減少傾向にあります。

リサイクル率は、平成15年度以降25%から27%で推移

していることを示してあります。

36 ページのごみ質分析結果については、排出量が最も多い家庭から排出された、可燃ごみを対象にごみ質調査を実施した結果、可燃ごみの中の資源ごみの割合は、資源ごみが22%を占めており、更なる分別収集の徹底を図れば可燃ごみの排出量が削減できることを示しております。

ごみ処理経費の状況は、平成16年度まで増加し、それ以降減少し、平成20年度は増加しており、1トン当たりの処理単価と1人当たりの処理単価については、16年度まで増加しそれ以降減少傾向にあることが示されております。

10の類以団体等との比較は、ごみ処理状況について、類以団体及び近隣団体との比較分析を示しております。

原単位については、類以団体の平均値を下回っていますが、県が目標としている1,000g/人・日を上回っていることから、発生抑制の取り組みの強化が必要であります。

事業系構成比は平均より高い値となっており、今後の対策の強化が課題となっております。リサイクル率は平均より高い率となっておりますが、君津市が最大値であることから、更なるリサイクル率の向上を目指していくことが必要であります。

最終処分率は平均より低く、最終処分量の軽減が図られており、1人当たりの処理経費については、平均より高い金額となっておりますが、近隣4市の比較では富津市が一番低い値となっており、分別区分数は13で平均と同等となっていることを示しております。

11の課題の整理としましては、1)発生抑制の課題としては、年間のごみ排出量は、ほぼ横ばいで推移しているが、人口の減少により原単位が増加傾向にあり、今後原単位を減少させるため、ごみ処理手数料の見直し、事業系ごみの対策強化等、発生抑制を推進するための対策を講じていくことが課題として示してあります。

2) 資源化の課題としては、排出段階において可能な限りの分別区分数あるいは、収集回数を多くするなどの工夫、検討の必要性を示しております。その他にも、収集・運搬の課題、中間処理、最終処分の課題を示しております。

4 4 ページ 2 の 2 については、ごみの基本計画を示しており、基本理念として、「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」を目指し、市民、事業者、行政がそれぞれ自覚と責任を持って、個々に、また協働して 4 R を実践し、自然と調和した快適な生活環境のまちづくりを推進する理念を示しております。次に基本姿勢として、長期的、計画的な事業の推進、市民、事業者、行政の協働による取組、ごみの発生そのものを抑制し、資源の循環、有効利用を推進するため、資源循環に配慮した取組、循環型社会システムの活用、民間の創意工夫、ノウハウを活用した、民間活力の導入、災害及び風水害の発生時の広域的な処理体系の構築を目指すための、広域処理の推進等、基本姿勢として目指すことを示しております。

4 6 ページの基本方針としましては、ごみの発生を抑制するとともに、リユース、リサイクルを推進することにより、適正処理の推進を図り、協働、連携を基調とした循環社会づくりを推進していくことを示しております。

4 7 ページの市民・事業者・行政の役割については、循環型社会を形成する上で、市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、ごみの発生抑制や資源化に取り組むため、市民、事業者、行政の役割を示しております。

市民が実践すべき行動例としては、集団回収への参加、生ごみのコンポスト化、過剰包装等の自粛、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等が挙げられております。事業者が実践すべき行動例としては、事業活動におけるごみの発生抑制、過剰包装の抑制、使い捨て容器の使用抑制、ごみ減量化・資源化協力店への参加等が挙げられております。行政が実践すべき行動

としましては、市民への行動の喚起・支援、事業者への指導の徹底、教育、啓発活動の充実、手数料の見直し、分別収集の推進等が挙げられており、ごみの発生抑制に取り組んでいくことを示しております。50ページの計画目標値は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことにより、数値目標の達成を目指すため、目標値を示してあります。

目標値については、1人1日排出量の原単位を35年度までに1,000g以下に、家庭系ごみの原単位を20年度実績値に対し10%、事業系ごみの原単位を15%の削減、集団回収の原単位を20%の増加を、また、資源化目標のリサイクル率を30%にすることを目指すとしております。

52ページ、53ページは、目標値に示した見込みを、原単位、ごみの排出量、資源化量の見込みを35年度まで、それぞれグラフにより示しております。

54ページの発生抑制・資源化計画は、先に説明した、市民、事業者、行政の役割についての詳細について示してございます。59ページから61ページの処理主体計画、収集・運搬計画については、平成35年度における収集人口は、約41,000人を見込み、分別区分、収集形態、収集回数、収集体制について検討を行っていくことを示しております。

中間処理計画、最終処分計画、災害発生の処理・処分については、中間処理量及び最終処分量を35年度までの見込みを示してあります。

次に、68ページ第3章、生活排水処理の基本計画について説明します。最初に、生活排水処理の概要の生活排水処理体系については、現在の生活排水の処理体系をフロー図で示してございます。現在の処理主体につきましては、下水道、合併浄化槽、単独浄化槽、の処理を行っており、人口の推移、生活排水処理率及びし尿・浄化槽汚泥の処理量、し尿、浄化槽の原単位を示しております。72ページの関連する事項の整理は、周辺市町

の生活排水状況について示しており、近隣3市と比較すると、生活排水処理率が低く、早急に生活排水処理施設を整備することが求められております。今後、し尿処理施設から発生する汚泥の資源化、有効利用の再資源が求められており、処理技術の動向を踏まえ、堆肥化、ガス化、炭化等の有効利用を図っていくことが求められます。

74ページに収集運搬、中間処理としてし尿処理施設の概要と放流水の水質を示し、最終処分として、汚泥の熔融処理を行い資源化しており、汚泥の処分量を示しております。

76ページの課題の整理として、まず、発生源における課題として、生活排水処理率が、国、県平均に比較して低い値となっており、公共用水域に生活排水を未処理で放流人口が高いことを示していることから、下水道、合併浄化槽の普及が急務となっております。

77ページ3-2の生活排水処理基本計画の基本理念として、生活排水対策は、市民、事業者、行政がそれぞれの自覚と責任を持って、協働して生活排水の適正処理を推進していくことを示し、長期的、計画的な事業の推進、発生源における取組の推進等の基本姿勢、方針として、公共下水道、合併処理浄化槽の整備、普及、適正処理の推進の基本方針を示しております。

79から80ページは、市民、事業者、行政の役割、計画目標数値を示し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことにより、平成35年度までに70%以上の生活排水処理率を目指すとして示しております。

81から82ページは処理形態別人口の見込み、処理量の見込みを35年度までグラフにより示しており、合併浄化槽人口を35年度に現在の1.9倍、下水道人口を2.5倍と見込み、処理量の見込みを32%減と見込んでおります。

最後に83ページの発生抑制・資源化計画について示しており、発生抑制として、公共下水道の整備促進、合併浄化槽の整

	<p>備促進等を図り発生抑制・資源化に努めていくことを示しております。85、86ページにつきましては最終処分計画、災害発生時の処理・処分等を示してございます。ごみ処理計画で説明した内容と重複しますので、後程ご覧いただければと思います。</p> <p>なお、先ほど市長が申しましたように、この案につきましては、この後、本庁や天羽行政センター、ホームページにおいてパブリックコメントを実施し、市民の皆様に対し意見募集を行う予定となっております。</p> <p>その後、当審議会に諮問させていただき、審議・答申を頂きたいと考えております。</p> <p>以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。</p> <p>よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
岩崎会長	<p>説明は終わりました。</p> <p>只今の説明に対する質疑やご意見等ございませんか。</p>
松原委員	<p>よろしいですか。</p>
岩崎会長	<p>松原委員。</p>
松原委員	<p>32ページで平成14年を境にしてリサイクル率が、急に上がって来ていますが、その要因というのは何でしょうか。</p>
込宮副主幹	<p>はい、議長。</p>
岩崎会長	<p>はい、込宮さん。</p>
込宮副主幹	<p>大きな要因といたしましては、平成14年度からかずさクリーンシステムで熔融処理をするようになりまして、そのなか</p>

ら、最終処分量は減りましたが、スラグとメタルというものが発生いたしまして、リサイクル率を上げたものです。メタルというのは主に金属製のものを燃焼したときに発生するものです。スラグにつきましては、可燃ごみから多く発生するものです。

岩崎会長

他にございませんか。

島野委員

一点よろしいですか。

岩崎会長

島野委員。

島野委員

只今の説明をお聞きしまして、非常に細かく案としては網羅されておりますけれども、富津市の基本計画が、平成22年度で終わるという形なんですけれども、また、新しい5ヵ年計画、基本計画が作られるわけなんですけれども、それらにある程度、今後の行政の動き方によって、多少なりともごみ環境そういったものの変動が出てくるとは思いますが、5年後に見直しをすると謳われてはおります。一番最後の方に出て参りました公共下水道と普及率によってもかなり違って来るわけですよ。

それと合併浄化槽の助成制度それらをいろいろ網羅した中で、先ほど説明されましたように、市民からの意見も聞いた後、諮問・答申されるということでございますので、それらを十分しっかりやっていただいて、環境問題が非常に騒がれている昨今でございますので、その点を十分お願いしたいと思っております。

それから、この後、価格の変更等が出されると思っておりますが、特に、海岸線の住民、河川に近い住民にとって不法投棄というものが、未だ多少あるんですね。それらを十分厳しく指導するような形でないと中々これからの環境問題の悪化にも繋がって来ますので、その辺を十分配慮しながらお願いしたいと思

白石委員	ます。
岩崎会長	議長。
白石委員	はい、白石委員。
白石委員	二つほどあるんですけれども、ひとつは80ページの生活排水処理率ですね。78ページですか、うちのほうは、35年で71%ですよ。現状の袖ヶ浦よりもかなり低いです。その辺は努力をしていってもこんなもんなのかというアクションプラン、それともうひとつは、ごみ処理率の推移で平成14年からかずさクリーンシステムで非常に上がっているということですが、14年からかずさが動いているという説明がないと考察が非常に難しくなりますので、なんでこうなったのかという比較の問題でね。もう少し説明いただきたいと思います。
中島部長	はい、議長
岩崎会長	はい、中島部長
中島部長	<p>まず、はじめに袖ヶ浦とうちの方の下水道普及率の関係ですが、現実的には、袖ヶ浦は公共下水道と農業集落排水をやっています、街中については公共下水道、平川地区については、農業下水道ということで、当初昔は別々にやっておって、終末処理場まで作るのが普通でした。</p> <p>それが、国の補助金の関係で投資が、例えば、公共下水道の終末処理場、農業排水というものも同じような形で農業地域に終末処理場を作ってやる状態だったんですね。それが、国交省の方の補助金が公共下水道の方に繋いでいいよという形になりまして、農業集落排水と公共下水道が一緒になりまして、袖ヶ</p>

浦さんは普及が非常に高くなった。

私どものほうは、君津富津の下水道組合で下水道をやっているのは、旧富津地区、または大佐和のエリア、ただこれについては、ご存知のとおり新富の方に終末処理場があって、そこで処理をしております。今は富津の青木地区が公共下水道、それが終わりましたら大佐和の大貫地区に行く予定なのですが、整備の状況が、財源的に非常に厳しいために、今、基本的は、旧富津町、岬の方ですね、まだ、入っていない状況です。これは私ども市の整備手法の絡みもありますが、区画整理のところ、大堀地区、それと青木を優先的にやっていただいた。既存の集落は、旧富津町に進めていこうとしております。

そのような状況の中で、非常に整備率が悪いものですから、普及率も下がっている状況です。

それで、富津地区以外のところについては、整備計画が具体的に無いものですから、私どもの所管の合併処理浄化槽を補助金として出している。3年前だと思いますが、単独処理浄化槽の設置が法律で出来なくなりましたので、現在は全て合併処理浄化槽になっていますので、家庭の風呂、台所、トイレは合併浄化槽に入れて公共用水域に流すような形になっています。合併浄化槽の処理水の水質も公共下水道の水処理をしたのと同じぐらいきれいになっていますので、今の段階は問題ない。ただ、市の中に単独処理浄化槽がございます。これは、台所とか、お風呂の排水は入っていない、トイレ専用なので、今後、富津市の課題とすれば、単独を合併に変えていく仕組み、件数は少ないですが、単独からの改造も補助金を出している状態です。

それと14年以降の件でございますが、14年から4市でかずさクリーンシステムを立ち上げて操業開始して、18年まで、富津市は環境センターをストップして全量かずさクリーンシステムに行っています。

	<p>それで、他の3市については、まだ焼却場があるために、そこから発生した灰、または不燃残渣を入れてという形で14年から17年度まで運用して来ました。</p> <p>18年からは4市共々各市で焼却を行わないということで、全てかずさクリーンシステムに持ち込むような形になっております。費用的にも従来は私ども高かったのですが、4市統一になったので、費用的にかなり減額になっております。ただ、かずさクリーンシステムの運営自体が4市の可燃ごみのお金で返還するような形になっておりますので、今のルールとしましては2年前の実績を基に固定経費を計算しまして、あと変動費を計算しまして1トン当たりいくらということやっております。</p> <p>熔融しますと、先ほど込宮が申し上げたように可燃物の3%としか飛灰が出ない状況、従来のストーカー炉で燃やしたときは20%ほど不燃残渣が出て最終処分場に行っていますけれども、現在は、燃やすものの3%だけが最終処分場に行っている状態。それ以外は全て電気を起こしたり、スラグ、メタルになっておりますので、それも各市のごみの排出量に応じて再資源化として販売しているような状況です。</p>
吉田委員	いいですか。
岩崎会長	はい、吉田委員。
吉田委員	<p>今、部長の話の中で最終処分場に持っている量が大幅に減っているということですが、それでも24年で一杯になる。あと3年しかない中で、4市で話し合っって民間に委託できるのかその辺をお聞かせください。</p>
中島部長	最終処分場は容量が6万m ³ ございます。場所は君津富津広域

下水道組合の終末処理場の隣でございます。

当初は、先ほど申しましたように不燃残渣が20%ほどございました。以前最終処分場の延命化を検討した中では、今の最終処分場をもう一度再生しようと。不燃残渣20%ということはまだ燃える部分がありますので、最終処分場の不燃残渣を掘り出してかきクリーンシステムでもう一度燃やしてその3%分をまた戻すという考えもしたことがあります。

ただ、最終処分場が今は海の状況でありますので、埋め立て免許の関係で、一旦陸にしないとそういった再生の関係は出来ない。

埋め立て免許が更新できなくなってしまうので、陸にしてからでないと出来ない。そういった問題もあって今現在直接行政が土地を買って造成して管理していくのがいいのか。或いは民間のしっかりした所に委託した方がいいのか二つあります。

市原市さんがエコセメントというところに飛灰を出して、そこからセメントの原材料、または、灰から重金属を取ってリサイクルをしていると。トータル20年スパンで計算しますとそれの方が経費的にも安いし、行政がリスクを負わなくてもいいという発想があって、市原市さんはそのような状況です。

私どものほうになりますと、ごみの搬出量の3%ですから、直接行政が用地を求めて、最終処分場を建設して維持管理するよりは、民間委託のほうが安上がりの可能性があります。

これにつきましては、もう少し内部で詰めたなかで対応していかなければならないと思っております。

岩崎会長

他に質問ございますか。

では、他に質問もないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、「指定袋の容量の追加及び処理手数料等の改定

	<p>について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
福原課長	はい、議長。
岩崎会長	福原課長。
福原課長	<p>引き続き、私の方から「指定袋の容量の追加及び処理手数料の改定について」説明いたします。</p> <p>平成21年2月17日に開催しました、審議会において説明をいたしましたが、時間が経過していること。また、7月10日付けで新たに2名の委員が委嘱されましたので、前回の内容を簡単に説明させていただきます。</p> <p>前回の資料の1ページ、ごみ処理手数料改定案（全体処理経費）をご覧くださいと思います。</p> <p>現在、富津市では、廃棄物の抑制、資源化、適正化を行うため、可燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックごみ、不燃ごみの4種類の指定袋制を実施しております。このうち可燃ごみについて、少人数世帯の市民から、種類を増やしてほしいとの、意見があることから、大きさの違う20リットル袋を追加すると共に、環境センターへの直接搬入される家庭系自己搬入廃棄物、事業活動に伴う廃棄物並びに産業廃棄物の処理費用と可燃ごみ指定袋の販売額の改定について検討を行うため、平成19年6月に環境省・大臣官房・リサイクル対策部、廃棄物対策課の一般廃棄物会計基準を参考に、平成17年度から平成19年度までの、3ヶ年の平均処理費から1袋当たりの処理単価を算出いたしまして、全国において、富津市と同様に可燃ごみの有料化を実施しており、単純従量制を採用している市の料金設定を調査したところ、処理費用の10%から30%の負担額としている市がほとんどでありました。</p>

このようなことから、可燃ごみ1袋当たりの処理に要する費用が303.12円でありますので、その10%の負担、15%の負担、20%の負担をしてもらうことを想定し算出を行いました。

10%負担の場合として、現行の可燃ごみ袋代1袋15円を30円に、20リットル袋を追加した場合1袋20円に、15%負担、20%負担も同様の考えで、15%負担の場合で45円と30円、20%負担の場合で60円、40円といたしました。

なお、資源、不燃、プラスチックごみ袋は現行料金15円で改定を行わず、また、指定袋以外の手数料処理費については、平成17年度から19年度までの家庭系自己搬入、事業系、産業廃棄物の平均処理単価を算出し、処理単価に負担率を除し算出、環境センターへの直接自己搬入手数料を現行の1kg当たり7円を15円（処理単価の30%負担）に、事業系手数料1kg当たり現行12円を20円（処理単価の40%負担）に、条例産業廃棄物処理費用を1kg当たり21円を25円（処理単価の50%負担）に改正を行う場合の案として説明させていただいたところでございます。

今回の説明内容といたしましては、指定袋の容量の追加及びその処理手数料についてご説明させていただきます。

本日お配りいたしました資料2をご覧くださいと思います。

まず、可燃ごみに含まれる資源ごみの割合ですが、7月と8月に可燃ごみの組成分析、可燃ごみとしてどのようなものが出されているのか、無作為抽出により調べたところ、可燃ごみ中に、本市の資源ごみとして分別収集しているものが、約22%含まれておりました。

このことから、可燃ごみの減量を推進するためには、更なる分別の徹底が必要であることがわかりました。

分別を徹底することによって、市民から要望の多い20リットル袋を新設し、併せて手数料の改定を行い、ごみを排出する市民に減量やリサイクルを進める上での経済的なインセンティブ、刺激や動機を与えて排出抑制や再生利用の推進も期待するものです。

次に手数料水準と排出抑制行動の関係ですが、2006年10月に環境省が行った自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査の結果によりますと、1リットル当たり1円から2円の料金水準で10%強の排出抑制効果が見られ、料金水準が高くなるほど排出抑制効果も高くなることがわかります。

この手数料水準と本市の現行、改定案はどれくらいのレベルかを表したものが3の表でございます。

現行の可燃ごみ30リットル袋1枚当たり15円では、手数料水準としては、1リットル当たり0.5円で、排出抑制効果がほぼ期待できないことがわかります。

本市の現行の料金、10枚入りで150円では、市民感覚といたしましてもごみ処理手数料というよりは、指定袋代というような感覚、ごみを出すための袋を買っているというような感覚ではないのかなと推察いたしております。

10%負担の場合の手数料水準は1リットル当たり1円同様に15%負担の場合の手数料水準は1リットル当たり1.5円、20%負担の場合で2円ということになり、20%負担では約2割の排出抑制効果が期待できます。

一方、ごみ処理経費の推移でございますが、4のグラフにお示ししましたように、平成14年度から可燃ごみの環境センターでの焼却を中止いたしまして、(株)かずさクリーンシステムでの直接融解・資源化システムでの処理に委託しております。

これにつきましては、ダイオキシン問題等もございまして、老朽化していた環境センターの更新を市単独で行うよりも近隣の君津市、木更津市、袖ヶ浦市と民間企業の資金、ノウハウを

活用した PFI 方式の方がコストもかからないということで、委託処理となったわけでございます。

そのようなことから、建設に係る経費も負担しているわけでございます。それ以前に比べれば大幅に経費は膨らんでいるわけでございます。

市といたしましても、今後にもかかわらずクリーンシステムへの委託処理を継続いたします。もちろん負担金を減らすために、委託処理量を減らす。減量を進めていくわけですが、建設費に係る負担分がございますので、大幅な減額というのは見込めないわけでございます。

また、右下の手数料の内訳をご覧いただきたいと思っております。現行の 30 リットル袋は 1 枚 15 円でございますが、この内、販売にかかる売り捌手数料が 2 円、袋の代金が約 7 円、袋の代金につきましては、年度により多少変動いたしますが、だいたい 7 円、併せて 9 円でございます。

従いまして、15 円から 9 円を引いた残りの 6 円が実質的にごみ処理経費に充当できる額でございます。

このようなことから、排出者の方には、ごみ処理経費の 10% 相当のご負担、現行の 30 リットル袋を 30 円、新設の 20 リットル袋を 20 円をお願いしたいところでございます。

なお、資料にはございませんが、仮に経済的な負担を算出してみますと、現在、30 リットル袋を週 2 枚使用しているとして計算いたしますと年間の負担額は 2 枚掛ける 52 週掛ける 15 円で 1,560 円。

1 枚 30 円の 30 リットル袋を同じだけ使用しますと年間 3,120 円で月々 130 円の負担増となります。

これを分別を徹底して、20 リットル袋に換えて同様に週 2 枚で計算しますと、2,080 円差額は 520 円で月々にいたしますと、43 円の負担増となります。

市といたしましても、広報誌、環境フェア等のイベント、出

	<p>前講座などを活用し、ごみの分別・減量についての啓発活動を積極的に実施してまいります。更に、これをきっかけといたしまして、ごみの分別に意識を持っていただき、新設の20リットル袋と30リットル袋を上手に使い分けていただくことで、月々のご負担は、100円前後で収まるのかなど、また、平成元年4月に当時25円だった手数料を15円に下げた以来、20年間料金改定はしていないといった経緯もございますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
岩崎会長	<p>説明が終わりました。</p> <p>只今の説明に対し何か、質疑はございますか。</p>
松原委員	<p>議長。</p>
岩崎会長	<p>松原委員。</p>
松原委員	<p>平成元年にごみ袋代を25円から15円に下げたということですが、この下げた時にごみの排出量は増えたのでしょうか、減ったのでしょうか、同じなののでしょうか。</p>
福原課長	<p>はい、議長。</p>
岩崎会長	<p>はい、福原課長。</p>
福原課長	<p>資料を持ち合わせておりませんので、後日回答させていただきます。</p>
中島部長	<p>議長。</p>
岩崎会長	<p>はい、中島部長。</p>

<p>中島部長</p>	<p>松原委員、先ほど25円を15円という話をしましたけれどもその当時は、紙袋だったんですよ。紙袋の3重の20リットル袋でした。現実的には、販売料金よりも作成手数料の方が高かったんですよ。それと、袋自体が重量換算しますと何グラムという大きさになってしまっていました。それで、元年にプラスチックの袋に替えたときに排出量として減った状況なんですよ。当初は、袋代の実費の負担をお願いしようということで元年のときに下げた経過もございます。先ほども申し上げたように紙の3重のものの重量換算が大きかったこと、従来20リットルのものを30リットルにして多く入れられるような形、ごみ袋自体がごみになってしまう状況ですので、軽量化のごみ袋にしました。それと住民の皆様をお願いしたのは、料金手数料としていただいたのは、袋代の実費相当分をいただきたいという発想で15円に下がった経過がございます。</p> <p>従来は、ごみの抑制という考え方の中で、一般市民の方にごみの処理費の一部を負担していただくという発想はございませんでした。でもここ十数年前から各市町村がごみの経費負担を一般市民の方をお願いしたいということで手数料をいただいているような形。基本的には、ごみ処理費の一部負担というような形に発想も変わってきました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>岩崎会長</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>はい。</p>
<p>岩崎会長</p>	<p>斎藤委員。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>排出抑制効果というところで、プラスいくらというような流</p>

れで抑制しようと。市民の皆様にお金をプラスして抑制しようということが謳われていますが、この前20リットルの袋を現行の15円という現行の金額で、30リットルは大きくなるからやむを得ないだろうという話もあったかなど、疎覚えですが、そんな提案もあったように思いますが。ここでも謳われているのは、抑制効果と、値上げをすればごみは減るという感覚で物事が進んでいような気がするんですが、この20リットルで15円という現行の金額、30リットルはごみ処理の経費がかかっているのだから仕方ないでしょうというような流れの検討は、その可能性はないのでしょうか。また、排出抑制効果の根拠というところを教えてくださいたいと思います

福原課長

はい。

岩崎会長

福原課長。

福原課長

このグラフにつきましては、あくまでもこういった料金設定をした場合にどれくらいの抑制効果があったかということを示してございます。

うちの方の考えとしましても、処理単価の高騰、処理に係る単価が303円ほどかかっている。いままで、15円でやってきました、当時と処理単価が変わってきている。20年来上げていないと、上げれば抑制が図れるという考えではなくて、ごみ袋と販売手数料で9円ぐらい掛かっていまして、6円だけがごみの処理費として入ってくるわけで、事業があまり出来ないと、啓発活動として、出前講座ですとか、事業活動を伴うものに周知徹底を図るとかですね。そのようなことから見直しを行っております。あくまでも料金を上げれば抑制が図れるということではありません。

岩崎会長	他にありますか。
松原委員	今のことで。
岩崎会長	はい、松原委員。
松原委員	そうしますとここに書いてある資料2のこの手数料水準と排出抑制行動の関係というのは違うのではないですか。
福原課長	全国の有料化をやっているところからアンケート調査の結果がこのような結果だということです。
松原委員	それはわかりませんが、ごみを減量化するということは、地球温暖化とかいろいろな問題で出ているわけですね。手数料上げたら実際ごみが減量になったという例えば全国のそういう調査をされたのでしょうか。
中島部長	はい、議長。
岩崎会長	はい、部長。
中島部長	今、松原委員がおっしゃったこのグラフは国が調べた結果なんです。料金が高くなればなるほどこういう形で排出抑制になっているという調査結果です。
島野委員	よろしいですか。
岩崎会長	はい、島野委員。
島野委員	上げないことが一番いいんだけど、上げることによって、不法投棄というのにも出てくることによって逆に排出量が少

	<p>ないという問題点も若干あるような気がします。</p> <p>先ほど説明があったように20リットル袋で月間43円程度の値上げになるということですから、上げない方が一番いいことなのでしょうが、その辺の負担額であればやむを得ないのかなという感じが個人的にはしておりますが。ただ、上げることによって不法投棄が増えてきたのでは、環境問題で大きな問題点になりますので、その辺を十分徹底して、指導してもらおうような形を取っていただかないと困るような気がします。</p>
中島部長	はい。
岩崎会長	中島部長。
中島部長	<p>この料金改定をすれば、先ほど担当課長からお話があったように一般市民の方々に理解していただくため、今現在分別を各世帯一枚ずつ配布しておりますごみカレンダーを配布しておりますが、それ以外にもごみの排出抑制をするためには、地域の方々にご理解していただかなければならない。かずさクリーンシステムに行っている中に資源ごみとして本来は回収できるものが22%入っておりますので、そういった分別を徹底することによって資源に回ると、焼却に回らない仕組み、君津さんが今現在やっておりますけれども、樹木を細かく切って再利用しておりますので、そのようなことも検討して焼却量を少なくするような形にしていかなければいけないのかなと思っております。</p>
島野委員	議長。
議長	はい、島野委員。

島野委員	この改定問題は今日、審議会で結論を出さなければいけないことですか。
中島部長	はい。
岩崎会長	はい、部長。
中島部長	基本的には諮問してありますので、先ほどの市長の挨拶の中で、基本計画も諮問しますとお話ししてございますので、それと料金改定も一緒に答申をいただくような形のほうが助かります。
島野委員	上げ幅がね、先ほど説明があったようにそんなに大きな金額ではないので、手数料の内訳などを市民に周知徹底をするということが、必要ではないかと思います。
中島部長	<p>手続きとすれば、条例改正をして、議会を通して行くことになろうかと思います。</p> <p>条例改正があって、いつから条例を適用させるのかといったスケジュールも出せば出して行きたいと思います。</p>
松原委員	<p>市民の人たちに出すんですけれども、例えば、君津はリサイクル率が高いですよ。どうしてかっていうとあそこは、みんなで討議してすごい細かい分別をしているわけですよ。そういうこととあと、資源ごみに対しては無料なんですよ。富津はなんで資源ごみなのに15円取られるのとかあるわけですよ。市がこれからごみを減らすためにこういうことをやっていきますということをきちんと市民に知らせて、市の姿勢をしめさないと市民は納得しないんじゃないでしょうかね。</p> <p>市はこういうことでやっていくからということで、ごみの減量</p>

	<p>化を進めていく道筋というのを示さないといけないと思います。基本計画はあるかもしれませんが、これを読んで市民の人が納得したなんて思わないと思うんですね。</p> <p>あと、さっき言い忘れたんですが、市民のやることと行政がやることと事業者のやることは書いてありますが、国がやることは書いてないんですね。</p> <p>ごみを出さないために、飲料水がどんどんペットボトルで出てきている。これを止めることは市民には出来ないんですね。だから行政として国に対して、生産者がちゃんとしたものを作るような拡大生産者責任というようなことをやっていかなければいけないと思いますが、そういった道筋が無ければ、元から減らすことを示していただかないといけないんじゃないかと思います。それがここには書いてないんで。</p>
中島部長	議長。
岩崎会長	はい、中島部長。
中島部長	<p>今のお話は、現実的に、現にペットボトルも団体の指定法人というところで処理費を負担しているんですよ。</p> <p>込宮副主幹から説明させます</p>
込宮副主幹	<p>容器包装リサイクル法の仕組みは、まず、生産者、流通、販売者も負担しております。私ども市でも負担しておりますが、このペットにつきましては、今有価で動いているものですから、市の負担は全然無しでございます。あと、プラスチックですとかびんについては、それぞれ負担があります。</p>
中島部長	<p>ペットボトルは容器包装リサイクル法に基づきまして、市のほうで分別して潰してリサイクル業者に渡している状況です。</p>

	<p>このリサイクル費については、メーカーさん、流通さんのほうで負担している状況です。先ほど込宮が言った行政が負担しているというのは、零細事業者の方々が負担できないので、それを行政が肩代わりさせられた経緯がございます。今現在、これが売れているものですから、行政の方はゼロ円の状況です。メーカーさんが指定法人のほうに払って処理しているものですから、行政は一切負担していない状況です。</p>
込宮副主幹	<p>委託料の掛かるものについては、全て負担はしておりますが、もちろん生産業者もこれを再生するのにお金を負担しておりますし、流通させている業者も負担しております。</p>
中島部長	<p>先ほど松原委員がおっしゃった業者というのはこれを作るのもそうですし、流通、小売店の方々もおりますので、これから私どもも事業系といわれている小売店とか富津市には多いんですよ。</p> <p>そういった方々にも分別を徹底していただくことでごみの焼却を減らすことができますので、事業系については、私どももあまりPRしていなかった状況もありますので、今後分別については、事業系といわれる方もお邪魔して分別の徹底をお願いしていくような形になろうかと思えます。</p>
岡本委員	<p>すいません。</p>
岩崎会長	<p>はい、どうぞ。</p>
岡本委員	<p>事業系のことでお聞きしたいのですが、今、部長が事業者に対してこれから啓発活動をするというようなことをおっしゃっていただきまして非常にありがたいのですが、私ども一収集運搬の事業者といたしまして、今現在、今の経済状態の中では、</p>

手数料の値上げに対して当然我々も運営する以上は値上げのお願いをしなければいけないというところに行くわけですが、とても出来る状況ではありませんし、現に去年、油があれだけ上がったときもその処理手数料については、そのまま同じでやってきました。これから更に、上げなきゃできない、現実として商売ですから入ってくるお金の中で全部処理しませんが赤字ということになるわけですから、そこで選択肢としてやるかやめるか或いは、ごみを出している排出事業者にとってはやってくれなきゃ一般廃棄物のほうへ出しちゃうよというのが、当然選択肢の中に出てくるんじゃないかなという気がします。この辺で非常にそこで我々が商売としてやっていけるかという観点からしますと、%でいいますと12円が20円だと67%の値上げですから非常に厳しいなというのが率直な意見です。

ですから、その辺を事業者の方に少しでも多く理解していただく方法を取っていただければ、我々もその後行ってお願いの仕方も違って来るんじゃないかと思います。

よろしくお願いします。

岩崎会長

答弁は求めますか。

岡本委員

いえ、現状をお話させていただきました。

岩崎会長

他にございますか。

ありませんか。

審議の熟度によっては、可燃ごみ指定袋の20リットルの新設及び20リットル袋、30リットル袋の手数料について答申案をいただければと思っております。

事務局の方、何かございますか。

福原課長	指定袋の料金について、方向性を出していただければ、次回、直接搬入に係る事業系一般廃棄物、産業廃棄物、家庭系ごみの処理手数料についてご審議いただければと考えております。
岩崎会長	<p>以上をもちまして本日の会議を終了いたします。</p> <p>長時間にわたり、ご苦勞様でございました。</p> <p>次回の審議会につきましては、日程が決まり次第、事務局よりご連絡をいたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>閉会（１４：５０）</p> <p>上記会議の顛末を録し相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成２１年１１月３０日</p> <p>会議録署名委員</p> <p>会議録署名委員</p>